

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日本介助犬協会（以下「当協会」という。）の定款第21条に基づき、常勤役員に対する報酬等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち以下にあたる者をいう。
 - (イ) 常勤A：週4日以上法人の職務に従事する者
 - (ロ) 常勤B：週2日以上法人の職務に従事する者
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給要件)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 当協会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 当協会の常勤役員の報酬等の総額は、評議員会の定めるところによる。

- (1) 報酬等の総額は、原則として定時評議員会において、当年7月から翌年6月を対象期間として決定する。
- (2) 予算の作成にあたり、常勤役員の報酬等については、前項に定める期間を踏まえた上で計上する。
- 2 当協会の常勤役員の月額報酬は、別表1に定める常勤役員報酬基準表により支給する。各常勤役員の具体的な報酬額は、評議員会で承認された総額の範囲内で理事会が決定する。
- 3 新たに常勤役員となった者には、役員となった日の属する月から報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員が退任したときは、退任した日の属する月まで報酬を支給することができる。
- 5 常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給することができる。
- 6 当協会の業績に応じて常勤役員に賞与を支給することができる。支給する場合の上限額は別表2の通りとし、支給の有無及び各常勤役員の具体的な報酬額は理事会が決定する。
- 7 常勤役員に退職慰労金を支給することができる。退職慰労金は、別表3の算定基準により算定される報酬額を上限とし、支給の有無及び具体的な報酬額は評議員会が決定する。

(支給日並びに計上日)

第5条 常勤役員の報酬等は、当月分を毎月20日に支給する。但し、支給日が金融機関の休日に当たった場合は、前営業日とする。

- 2 常勤役員の報酬等は、毎月の支給時に費用計上を行う。

(社会保険等の加入)

第6条 常勤役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決で行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が細則を別に定めることができるものとする。

附則

- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 2 月 17 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。